

藤沢市下水道条例の一部改正について

藤沢市下水道条例の一部を次のように改正する。

2011年（平成23年）11月28日提出

藤沢市長

海老根 靖典

藤沢市下水道条例の一部を改正する条例

藤沢市下水道条例（昭和36年藤沢市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第1号中「社団法人日本下水道協会神奈川県支部（以下「支部」）を「神奈川県下水道協会（以下「協会」に改め、同項第2号中「支部」を「協会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、日本下水道協会神奈川県支部の名称が変更されたことに伴い、所要の改正をする必要による。